

平成 22 年 2 月 1 日

佐世保市契約監理室契約課

入札制度の一部改正について（お知らせ）

建設工事及び建設コンサルタント業務等の発注に係る入札制度について、下記のとおり一部改正することといたしましたのでお知らせします。

1 格付け方法が一部変更になります。【建設工事】

(1) 主観点の導入

現在、業者の格付けについては、客観点（県が実施する経営事項審査の結果算出される総合評定値）のみで格付けを行っていますが、平成 22 年度の格付けから、本市独自の主観点を導入し、この主観点を加算した総合点数で格付けします。

主観点の項目としては次のとおりです。

なお、主観点の審査は、市内業者（佐世保市内に本社を有する業者）を対象に行います。

① 工事成績

「審査対象期間（3 年間）中に工事完了検査（最終請負金額 300 万円以上）を実施した各業者の工事種類ごとのそれぞれの工事について、佐世保市が評定した工事成績評定点に対応する付与点数（下表参照）を累計した数値を 3 で除して得た点数を審査点数に加えます。ただし、加点の上限は 100 点とし、下限は設けないものとします。」

工事成績（点）	付与点数（点）
劣る：65 点未満	工事成績－65
普通：65 点以上 74 点未満	
良い：74 点以上 81 点未満	
優秀：81 点以上	

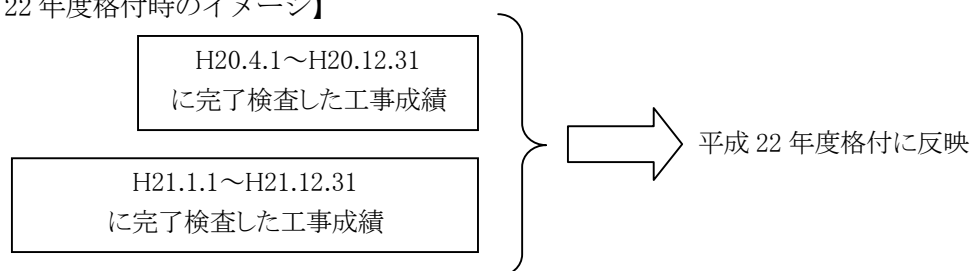
審査対象期間については、平成 20 年 4 月以降発注した工事の成績評定（通知実施）から利用することとし、平成 22 年度は 2 年間のデータで主観点を算定します。（前述「」書き中の『3 で除して得た点数』は『2 で除して得た点数』とします。）

※審査対象期間は、年度区切り（4 月～3 月）ではなく年区切り（1 月～12 月）とします。

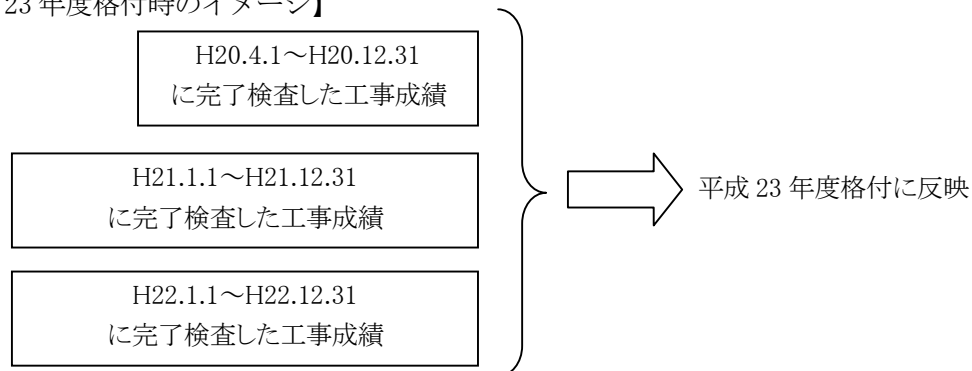
※受注実績のない業者は、工事成績 65 点（標準点）とし付与点数 0 点とします。

※新規受付の方についても、登録期間に関係なく「3」で除した点数とします。

【平成 22 年度格付け時のイメージ】



【平成 23 年度格付時のイメージ】



②優秀表彰

「格付前年度（H22° 格付けでは H21° の表彰（H20° 工事分）に佐世保市から「優秀工事表彰」を受けた業者は、当該工事種類の審査点数に 10 点を加えます。」

※優秀現場技術者表彰は個人表彰であることから主観点の対象としません。

③防災協定等

「格付前年度の 10 月 31 日時点における佐世保市との各協定について、下表に示す条件に該当する業者に対し全ての工事種類の審査点数に 30 点を加えます。」

協定名称	条件
大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書	左記協定を締結した下記団体に所属し、大規模災害発生時に一定の役割を担う者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人 長崎県建設業協会佐世保支部 ・ 社団法人 長崎県中小建設業協会佐世保支部協会
緊急給水業務の支援に関する協定書	左記協定を締結した下記団体に所属し、災害発生時等に一定の役割を担う者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐世保管工事協同組合

(2) 総合点数以外の格付け判断基準の導入

格付けする際に、総合点数以外に次の各項目を平成 22 年度の格付けから反映させることとします。

①許可区分

建築 A ランクについては、「建設業の許可区分が特定であること」の条件を新たに設けます。

②平均完工高

「経営事項審査の結果通知における該当工種の平均完工高が、当該ランクの発注基準額以上であること」の条件を新たに設けます。

2 工事成績評定を入札参加条件に加えます。【建設工事】

平成 22 年 4 月 1 日以降発注するものから制限付き一般競争入札の参加条件として、「工事成績が 65 点未満だったものは、その通知を受けた日から 3 ヶ月間は、同一工種における制限付き一般競争

入札に参加できない。」との条件を設けます。

なお、対象となる工事成績は、最終契約金額 300 万円以上の工事が対象となります。

3 建設工事において、予定価格のランダム化を試行導入します。

建設工事の入札に際して、平成 22 年 4 月 1 日以降発注するものから、次の方法により予定価格をランダム化します。(試行導入)

なお、最低制限価格の設定方法については変更ありません。

$$\text{予定価格} = \text{予定基本価格} \times \text{ランダム係数}$$

※事前に設定された予定基本価格に、開札当日ランダム係数 (0.999~1.000) を乗じて予定価格を決定します。

4 建設コンサルタント業務等において、最低制限価格を試行導入します。

建設コンサルタント業務等の入札に際して、平成 22 年 4 月 1 日以降発注するものから、次の方法により最低制限価格を設定します。(試行導入)

$$\text{予定価格} = \text{予定基本価格} \times \text{ランダム係数}$$

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times 75\%$$

※事前に設定された予定基本価格に、開札当日ランダム係数 (0.999~1.000) を乗じて予定価格を決定します。

※この予定価格に 75% を乗じた額を最低制限価格とします。

5 格付け方法について、平成 23 年度から次の事項を導入します。

(1) 主観点の項目として、佐世保市から平成 22 年 4 月 1 日以降に指名停止又は指名除外を受けた業者 (市内業者に限らず、準市内業者及び市外業者も対象となります。) に対し点数を減点する「信用度 (指名停止等)」を導入します。なお、配点など内容については次のとおりです。

「格付前年度 (4 月 1 日から 1 年間) において、佐世保市が指名停止又は指名除外を行った業者は、次の項目ごとの評点を合計し、200 点を限度として全ての工事種類の審査点数から減点します。ただし、指名停止又は指名除外の原因となった行為ごとの適用については、次の(エ)以外で該当する項目の評点と(エ)の項目の評点のいずれか高い方を適用し、(エ)以外の項目のいずれにも該当しなかった場合に(エ)の項目を適用するものとします。」

(ア) 贈賄事件に係るもの 200点

(イ) 工事の安全成績に係るもの (佐世保市内の事故に限る) 次の表のとおりとする。なお、表中の市工事とは佐世保市が発注した工事をいい、一般工事は市工事以外の工事をいう。以下同じ。

	公衆災害		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害
市工事	100	70	70	40
一般工事	70	40	40	20

- (ウ) 談合に係るもの 次の表のとおりとする。なお、表中の役員等とは、法人にあっては取締役、支店長又は営業所長等をいい、個人事業にあっては個人又は支配人をいう。又使用人とは役員等以外の社員をいう。

	法人・役員等	使用人
市工事	100	70
一般工事	70	40

- (エ) 指名停止又は指名除外の期間を基準とするもの 次の表のとおりとする。

指名停止の期間	減点
6月以上	100
5月	80
4月	60
3月	40
2月以下	20

- (2) 総合点数以外の格付け判断基準として、土木、港湾漁港、建築のAランクについては、「経営事項審査の結果通知における該当工種の技術者合計が3名以上であること」の条件を新たに設けます。

※ 港湾漁港については、経営事項審査の結果通知における土木一式工事欄の技術者合計で判断します。

6 次の事項について、平成23年度から導入を予定しています。なお、詳細な内容等については継続して検討していきます。

(1) 格付け方法について【建設工事】

①主観点

主観点の項目については、前述の4項目のほか次の項目について平成23年度の格付けから導入を予定しています。

- ア) 協会等への加入 建設工事関連の協会等に所属し、団体が主催又は共催した講習会等（技術の向上を目的としたものに限る。）に参加した業者に対し点数付与
- イ) 建設業従事職員数 建設業者が雇用する職員（常勤）の数に応じて点数付与
- ウ) 障がい者雇用 障がい者の雇用により点数付与
- エ) 行政協力 市が主催・共催・後援するイベントに参加した業者に対し点数付与
- オ) CPDS（継続的専門能力啓発システム） 業者が取得した学習単位数の合計に応じて点数付与

※ 市内業者を対象に審査します。

②登録工種の制限

「経営事項審査の結果通知に基づく技術者数がゼロとなっている工種については登録できない」こととします。

(2)系列会社の取扱いについて【建設工事、建設コンサルタント業務等】

一定の関係（資本的关系、人的関係）にある複数の方（「系列会社」という。）の同一入札への参加を制限するために、系列会社の取扱いについての基準を定め実施します。

①系列会社の基準について

次のいずれかに該当する場合、系列会社として取り扱います。

(ア)資本的关系

(イ)人的関係

②系列会社の把握について

佐世保市の入札参加資格を有する者のうち佐世保市内に本店、支店又は営業所等を有する方は、「系列会社についての届出書（仮称）」を提出していただき、以後、内容変更が生じた際は速やかに変更届けを提出していただくことで把握したいと考えています。

③入札参加の制限について

指名競争入札及び制限付き一般競争入札において、系列会社の同一入札への参加を認めないこととします。

また、同一工種（同一ランク）の系列会社全体の指名回数が、他者の指名回数と同等程度となるよう考慮します。

以 上

契約課（工事担当） TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204） FAX：0956-25-9624 E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp
--